

## 小金井市補助金等の見直し要領

企画財政部行政経営担当

## 1 はじめに

小金井市では、行財政改革によりスマート自治体への転換と多様な主体による市民の福祉の増進を目指すため、令和4年8月に小金井市行財政改革2025を策定し、補助金等の見直しについては、特に優先度が高く、全庁に取り組むべき項目として位置付けております。

市では、公平性、公正性、公益性、重要性、効果性の5つの観点から、サンセット方式（補助金等の目的に応じて交付する期間を定め、その最終年度をもって補助等を終了する）を基本に、基準を定め補助金等の見直しを行ってまいりました。今回、この基準の一部を補助金等見直し要領へとブラッシュアップし、補助金等見直しのプロセスを簡素化・統一化することで適切な補助金等の予算化につなげ、市民の福祉の増進を図ってまいります。

## 2 補助金等とは

補助金等の支出根拠は地方自治法にあり、その支出は「公益上必要がある場合」に限定されています。

なお、小金井市補助金等交付規則第2条第1項のとおり、補助金等には負担金、利子補給金その他の給付金が含まれます。

地方自治法

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

小金井市補助金等交付規則

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）補助金等 市が市以外のものに交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの（市長が指定するものを除く。）をいう。

## 3 対象となる補助金

原則、すべての補助金等について、サンセット方式により設定した終期が到来したものについて評価し、見直しを行います。

具体的な定義としては、「2 補助金等とは」に定義する補助金等のうち、歳出科目の節18負担金補助及び交付金、細節1補助金・助成金に予算措置されるものとします。

## 4 評価の視点

予算編成時に補助金等所管課において、補助金等見直しシートを作成することにより、以下の流れで当該補助金等の評価を行います。

基本情報	・ 交付の目的や、補助対象者の活動内容、交付条件、補助率、補助の性質等を改めて確認する。
交付実績等	・ 過去の交付実績、執行率等の数値を把握し、併せて、近隣類似団体の交付状況を確認する。
効果（分析）	・ 交付実績や補助対象者の活動実績等を踏まえ、補助金等交付の目的を果たしているか検証する。 ・ 費用対効果や代替手段について検討する。
見直し基準	・ 24項目の見直し基準に照らして、該当状況を確認する。
評価	・ 効果（分析）及び見直し基準を踏まえて、補助金等について、廃止・整理縮小・継続・拡充の評価を行う。

## 5 評価の反映手順等

① 補助金等所管課による見直しシートの作成【10月中旬】  
見直しシートを作成し、所管課による評価を決定する。



② 予算ヒアリング【10月下旬～11月上旬】  
財政課による予算ヒアリング時に、所管課から評価の状況について説明を行う。



③ 補助金等検討委員会による協議【12月上旬～1月初旬】  
補助金等検討委員会を開催し、見直し結果について協議する。



④ 理事者による査定【12月中旬～1月中旬】  
補助金等検討委員会での検討を踏まえて、補助金等の評価及び予算措置について決定する。



⑤ 予算案の上程【1月下旬～2月中旬】  
予算措置すべき補助金等を含めた予算案を上程し、予算説明資料として、補助金等の見直し状況を提示（「見える化」）する。

## 6 市民等への説明責任

### (1) 補助金等の情報の「見える化」

小金井市補助金等交付規則、小金井市補助金等見直し要領及び各補助金の交付要綱等とともに、補助金等の交付及び見直しの状況を「見える化」した資料を、市ホームページ等で公表します。

### (2) 十分な周知の実施

補助金等の見直しは、現在、補助金等の交付を受けている市民・団体等の活動に大きな影響を及ぼすことから、一定の周知期間を設けて、市民・団体等への周知・説明を十分に行い、混乱を生じないように配慮します。

### 小金井市補助金等見直し要領

令和5年10月策定

編集 小金井市企画財政部行政経営担当

住 所：東京都小金井市本町6丁目6番3号

電 話：042-387-9826（直通）

メー ル：s010199@koganei-shi.jp